

広報 いさはや

緊急事態宣言を受けて 市民の皆様へ市長からのメッセージ



医療関係の方々をはじめ、私たちの日常を支えていただいているすべての皆様にご心から御礼を申し上げます。ありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、政府は4月16日、緊急事態宣言の対象を全国へ拡大することを決定し、これにより、長崎県も5月6日まで対象区域となりました。

これを受けて、小中学校については、5月6日まで臨時休校とし、市の公共施設につきましても同日まで、一部については、5月10日まで臨時に休館することいたしました。

ご存知のとおり、市内でも一例の発生（4月27日までの時点の市民感染）が確認されております。

本市における新型コロナウイルス感染症対策の管轄・窓口は、長崎県・県央保健所となっておりますので、引き続き、国や県などの関係機関と連携し、適切な対策を実施してまいります。

本市としましても、対策本部を設置して必要な措置を検討し、本市独自の各種支援策を実施いたします。過去に経験したことがない事態に直面しているとの危機感を持ち、感染拡大の防止を第一としながらも、地域経済への影響を最小限に抑えるよう取り組んでまいります。

市民の皆様におかれましては、これまで、生活の維持に必要な場合を除き、不要不急の外出を控えるなどのご協力をいただいておりますが、この度の緊急事態宣言を受け、手洗いやうがい、咳エチケットなどの日頃の予防対策と健康管理の徹底を、あらためてお願いいたします。

また、感染拡大地域との往来を自粛するなど、皆様の責任ある行動が、「うつらなら」「うつさなら」取り組みへと繋がります。くれぐれも、不確かな情報に惑わされることなく、お互いの立場や人権を尊重し、正確な情報に基づく冷静な行動をお願いいたします。市民お一人おひとりの思いやり、助け合いも大切です。

全市を挙げて、この危機を乗り越えるべく、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

（令和2年4月21日に発表したものを補筆しております。）

諫早市新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 諫早市長 宮本明雄

諫早市独自の緊急経営支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

○新型コロナウイルス感染症対策のための緊急経営支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅減収となった全ての業種の中小企業者などの皆様に、事業継続を後押しするため給付金30万円を支給します。

■給付対象者

市内に事業所を有する法人（中小企業者、小規模事業者）及び、市内に住所を有する個人事業主（フリーランスを含む）で、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3、4、5月のいずれか1カ月の売上が前年同月比で50%以上減少している者など

※創業1年未満の事業者や前年以降の店舗増加等によって、単純な売り上げの前年比較が困難な事業者の人は、ご相談ください。

■給付額／**30万円**（一律）

■申請方法

所定の申請書に確認資料を添付のうえ、下記まで郵送してください。申請書は市のホームページからダウンロードが可能です。また、市（本庁下記対策室・各支所・各出張所）や諫早商工会議所・諫早市商工会の窓口にも設置します。

■申請期間／令和2年5月2日(土)から6月30日(火)まで

（郵送は令和2年6月30日までの消印を有効とします。）

■問い合わせ先／緊急経済対策室（商工振興部）〒854-8601 諫早市東小路町7番1号

○新型コロナウイルス感染症対策のための緊急資金融資

新型コロナウイルス感染症の影響により、業況が悪化している事業者の皆さんに対し、経営の安定・継続を支援するために新規融資制度を創設しました。保証料と3年間の利子全額を助成します。

■融資対象者

3カ月以上継続して市内に住所を有する事業者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、1カ月の売上が前年同月比で5%以上減少している者

※創業1年未満の事業者や前年以降の店舗増加等によって、単純な売り上げの前年比較が困難な事業者の人は、ご相談ください。

■使途／運転資金

■限度額／2,000万円

■利率／1.3%（**3年間は市が全額助成**）

■保証料／**市が全額助成**（セーフティネット4号対象：0.80%、同5号対象：0.75%）

■償還期間／10年以内（据え置き2年以内）

■問い合わせ先／緊急経済対策室（商工振興部）

☎22-3520（受付時間：9時～17時 土日・祝日を除く）

1人10万円給付 「特別定額給付金（国）」のお知らせ

緊急事態宣言の下、人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならないという状況の中で、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うものです。

■給付対象者

基準日（令和2年4月27日）に、市の住民基本台帳に記録されている人

（基準日において市で生活していたが、転入や出生などの理由で住民基本台帳に記録されておらず、後日、基準日時点で市内に在住していたことを市の住民基本台帳に記録されることとなった人を含む。）

※ 外国人のうち、短期滞在者及び不法滞在者は、住民基本台帳に記録されていないため対象外です。

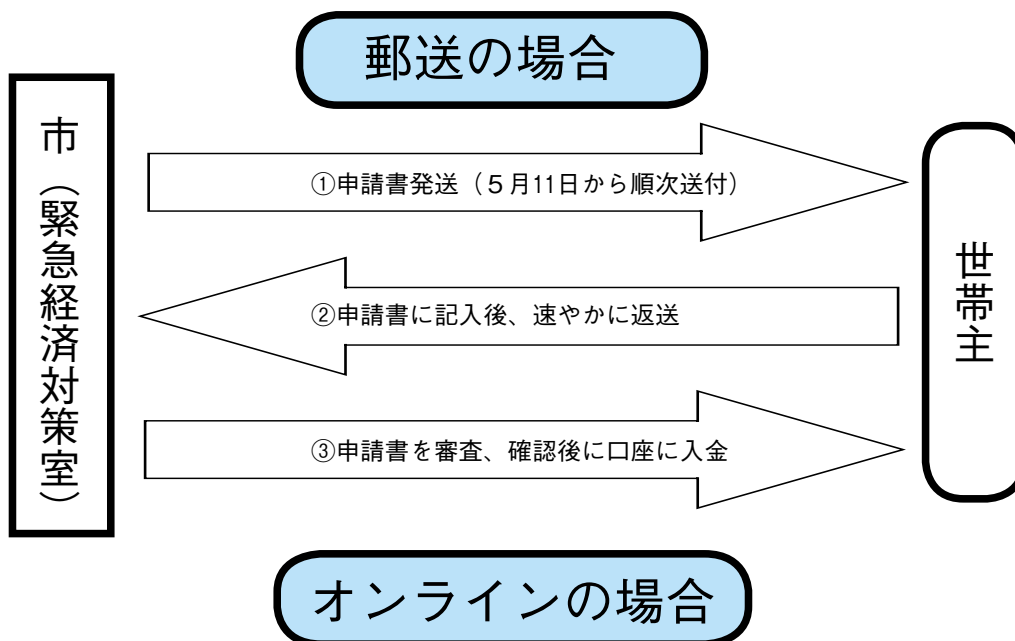
■給付額

世帯対象者1人につき **10万円**（世帯主の口座にまとめて振り込みます。）

■申請方法

郵送での申請がオンライン申請が基本となります。（申請期限：8月11日(火)）

申請書類は、市から世帯主あてに送付します。



■問い合わせ先／緊急経済対策室（商工振興部）

持続化給付金(国)などの支援制度(4月27日現在)

○持続化給付金(国)

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者の事業継続を下支えするために給付するものです。

■給付対象者／新型コロナウイルス感染症の影響で、売上が前年同月比で50%以上減少している者で、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を広く対象としています。

■給付額／法人は200万円、個人事業者は100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■申請方法／WEB上での申請を基本とし、必要に応じ申請支援の窓口が順次設置予定です。

※今後、事業内容の詳細が発表されると思いますので、更新される情報にご留意ください。

○新型コロナウイルス感染症特別貸付(日本政策金融公庫)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来した、中小・小規模事業者等の資金繰りを支援するものです。

■融資対象者／最近1カ月の売上が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少など

■貸付条件／貸付期間 運転資金15年以内、設備資金20年以内 <据置 それぞれ5年以内>

貸付限度額 中小企業事業3億円、国民生活事業6,000万円

金利 当初3年間 基準金利▲0.9%

■申請方法／窓口又は郵送も可能(※詳しくは日本政策金融公庫のHPをご覧ください。)

各種支援制度の紹介先ホームページのアドレス(上記以外の支援制度も紹介されています。)

経済産業省：<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

長崎県：<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/kansensho/c-chusho/>

新型コロナウイルス感染症の 拡大防止の強化(市)を行います

○市立小中学校および市立幼稚園への保健衛生用品の配備を行います

保健室の衛生用品などの充実を図り、児童生徒及び園児が安全に教育を受けられる環境の整備を行います。
(消毒液、ハンドソープ、ゴム手袋、非接触型体温計、園児用マスク)

■問い合わせ先／学校教育課

○医療機関等への保健衛生用品の配備を行います

市内医療機関などにマスクなどの資材の支援、国支給の布製マスクの妊婦への配布、産後ケア事業実施施設に感染拡大防止対策用品を設置し、感染予防を図ります。

(マスク、ゴム手袋、消毒液、ハンドソープ、非接触型体温計など)

■問い合わせ先／健康福祉センター

児童1人につき1万円支給

「子育て世帯への臨時特別給付金（国）」のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている「子育て世帯」の生活を支援するために、臨時特別給付金を支給します。

■支給金額

対象児童1人につき **1万円**（児童手当の振込口座に振り込みます。）

■対象児童

- ・児童手当の4月分の対象となっている児童
- ・児童手当が4月分から対象外となったが、3月分までは対象だった児童（中学卒業などにより4月分から対象外となった児童）

※令和2年4月1日以降に生まれたお子さんは、この給付金の対象外となります。

（児童手当が5月分から支給されるため）

■支給対象者

児童手当の受給者

※児童手当の所得制限を超過している人は、対象外です。

（児童1人月額5,000円の特例給付を受給している人）

■支給日／6月15日(月)（児童手当の支給日と同じです。）

■手続き

- ・公務員以外の人は、基本的に手続き不要です（お知らせを対象の人へ個別に郵送します）。

※支給対象者で、5月20日(水)までに案内が届かなかったときは、こども支援課へお電話ください。

案内が届かない場合は、この給付金が振り込まれないので、ご注意ください。

- ・公務員の人は、居住地の市町村で手続きが必要です（職場から通知があります）。

■問い合わせ先／こども支援課



【新型コロナウイルス感染が疑われる症状がある場合について】

次のような症状がある人は、県央保健所内に設置されている「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の医療機関を紹介されます。

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く人（解熱剤を飲み続けなければならない人も同様です）
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある人
- ・高齢者や糖尿病、心不全、呼吸器疾患(慢性閉塞性肺疾患など)の基礎疾患のある人や透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている人は、上記の状態が2日程度続く場合



■平日／9時～17時30分 県央保健所 ☎26-3306

■土日・祝日／9時～17時30分 長崎県 ☎070-4223-4371または☎070-2667-3211

※緊急（上記時間外）の場合は、☎26-3306におかけください。

【新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について】

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、感染された人やそのご家族、職場の関係者、治療に当たられている医療関係者などに対する差別、偏見やインターネット・SNS上における誹謗中傷など不当な扱いを受ける事態が起きているとの報道があります。

新型コロナウイルスに感染するリスクは誰にでもあります。お互いを思いやり、支え合うことが、今一番求められています。誤った情報や不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることを防ぐため、厚生労働省や県、市が発信する正しい情報に基づいた冷静な対応と行動をお願いします。

■問い合わせ先／健康福祉センター ☎27-0700

ご相談ください

納付が困難になった方へ

納付者やその家族が新型コロナウイルス感染症に罹患し、または新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が大幅に減少したなどの事情により、市税や国民健康保険料などの納付が困難な方は、納付の猶予制度がありますので、下記担当課までご相談ください。

税、料金などの名称	担当課	内線番号
市税	納税課	3371～3377
国民健康保険料、後期高齢者医療保険料	保険年金課	3133～3134
介護保険料	高齢介護課	3242～3243
水道料金、下水道使用料	経営管理課	2134～2136

※上記以外の納付については、納付書を発行している各担当課までご相談ください。

■問い合わせ先／各担当課

住居確保給付金について



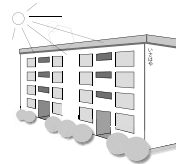
休業などに伴う収入減少により、離職や廃業と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている人に対して、世帯合計収入額が基準額を超えないことなどを条件に、原則3カ月の間家賃相当額を支給します。

■問い合わせ先／保護課

市営住宅の使用などについて

雇用先からの解雇などに伴い現に居住している住居から退去を余儀なくされている人やその家族は、市営住宅の空き部屋を一時使用できる場合があります。

また、市営住宅の入居者で、離職などにより収入が著しく減少し、市営住宅の家賃の支払いにお困りの人は、家賃の再認定などができる場合がありますので、ご相談ください。



■問い合わせ先／建築住宅課

生活資金に係る緊急小口資金などの特例貸付について

【緊急小口資金】

新型コロナウイルスの影響を受け、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

【総合支援資金】

新型コロナウイルスの影響を受けて失業し、日常生活の維持が困難となった場合に、生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■問い合わせ先

諫早市社会福祉協議会 ☎24-5100

中小企業の皆さんへの相談窓口

国、県及び関係機関において、新型コロナウイルスにより影響を受ける中小企業者等への相談窓口の設置など、支援策が講じられています。

また、緊急経済対策室（商工振興部）に相談窓口を設置していますので、ぜひ、ご利用ください。

○経営や資金繰り等に関する相談窓口

相談窓口	住所	電話番号
諫早商工会議所	諫早市高城町5番10号	22-3323
諫早市商工会	諫早市森山町慶師野1063	20-5550
長崎県商工会連合会	長崎市桜町4番1号	095-824-5413
長崎県中小企業団体中央会	長崎市桜町4番1号	095-826-3201
長崎県よろず支援拠点	長崎市桜町4番1号	095-828-1462（土日・祝日含む）
長崎県信用保証協会（本所）	長崎市桜町4番1号	095-822-9171（土日・祝日含む）
日本政策金融公庫長崎支店	長崎市大黒町10番4号	095-824-3141
県・市制度融資取扱金融機関	各金融機関の最寄りの各支店 銀行（十八、親和、長崎、西日本シティ） 信金（たちばな、九州ひぜん）	
長崎県（産業政策課）	095-895-2650 ※経営相談	
長崎県（経営支援課）	095-895-2651 ※資金繰り相談	

○雇用調整助成金に関する相談窓口

相談窓口	住所	電話番号
長崎労働局職業対策課	長崎市万才町7-1 TBM 長崎ビル 6階	095-801-0042

○長崎県緊急雇用維持助成金に関する相談窓口

相談窓口	住所	電話番号
長崎県産業労働部雇用労働政策課	長崎市尾上町3-1	095-895-2714

○新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金に関する相談窓口

相談窓口	電話番号
学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 受付時間：9時～21時（土日・祝日含む）	0120-60-3999

■問い合わせ／緊急経済対策室（商工振興部）

発熱や咳などの症状で 医療機関を受診する場合の注意点

発熱や咳などの症状で「かかりつけ医（医療機関）」を受診する場合は、直接受診せず、必ず事前に電話で相談してください。



諫早医師会会長
山口 実



特別定額給付金のサギに注意！！ （詐欺）

絶対に教えない！渡さない！

- 暗証番号
- 通帳
- 口座番号
- キャッシュカード
- マイナンバー

市役所などが以下を行うことは絶対にありません

- ✗ 現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること
- ✗ 受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- ✗ メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

「怪しいな？」と思ったら遠慮なくご相談ください

新型コロナウイルス給付金関連
消費者ホットライン

0120-213-188

消費者ホットライン **188**
(局番なしの3桁)

警察相談
専用電話 **#9110**



出典：総務省



防災行政無線の
スピーカー放送が
聞き取りづらい！

そんな時は

防災行政無線
フリーダイヤル

0120-419-009